

**地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第六条各号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令の一部を改正する省令（案）等に対して提出された意見及び総務省の考え方
（令和８年７月１７日～８月２０日）**

「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第六条各号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令の一部を改正する省令（案）等」に関して、令和８年７月１７日（金）から令和８年８月２０日（木）まで御意見を募集したところ、計９件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見とそれに対する考え方について、以下のとおり取りまとめましたので公表いたします。なお、取りまとめの都合上、御意見の内容を適宜整理しています。

No.	意見 提出者	案に対する意見及びその理由	総務省の考え方	提出意見を踏 まえた案の修 正の有無
1	個人	意見１ 【該当箇所】 別紙１「２．今後の予定」における施行日、および改正省令案の附則について 【意見】 本改正案では、公布日および施行日がともに令和８年８月３１日とされており、周知およびシステム改修のための猶予期間が設けられていません。過年度分軽自動車税の軽 JNKS への即時反映に係る機能要件の追加や、一部税目における機能・帳票要件の修正は、地方公共団体およびシステムベンダーにおいてシステム設計の変更やテスト、運用体制の見直しを伴うものです。公布即施行となった場合、現場での対応や検証が間に合わず、標準化システムの安定稼働や円滑な移行に支障をきたす恐れがあります。 については、地方公共団体やベンダーが手戻りなく確実に対応できるよう、施行日を公布日から一定期間（例えば３ヶ月から６ヶ月程度）猶予するか、あるいは施行後も一定の準備期間を容認する経過措置を設けるよう、省令および告示の文言修正をご検討ください。現場の負担軽減と確実なシステム移行を両立させるため、柔軟なスケジュール設定を強く要望いたします。 意見２	御指摘のあった、地方公共団体情報システム標準化に向けたスケジュールや地方公共団体との情報共有について、今後の運用を検討する際の参考の御意見として承ります。	無

		【該当箇所】 別紙 1「1. 制定内容 (2) 地方団体やベンダー等からの意見による変更」について 【意見】 本項目では「一部税目における、機能要件や帳票要件の追加・修正」と記載されていますが、概要資料のみでは具体的にどの税目のどの要件がどのように変更されたのか、詳細を把握することが困難です。開発実務を担うベンダーや運用の変更を迫られる地方公共団体が、自組織のシステムへの影響範囲や改修規模を正確に評価するためには、具体的な差分情報の把握が不可欠です。 つきましては、機能要件の標準の細目や帳票要件の実装区分などについて、具体的な変更箇所が一目でわかる「新旧対照表」や「差分解説資料」を、e-Gov 等のウェブサイト上で速やかに公表していただくよう提案いたします。情報の透明性を高めることで、仕様の誤認による手戻りを防ぎ、標準化事業全体の効率的な推進に寄与するものと考えます。		
2	個人	<<「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第六条各号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令の一部を改正する省令(案)等」(案件番号 145210753) に対する意見>> <第 1 意見の概要> 本意見は、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律(令和 3 年法律第 40 号。以下「標準化法」という。)第 6 条第 1 項に基づき、デジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第 6 条各号に規定する事務の処理に係るシステムについて、標準化基準を定める省令案等に対し、機能要件・帳票要件の標準化に加え、機械可読な識別子体系、語彙体系、データモデル、API、監査証跡、セマンティック相互運用性を標準化基準に明示すべきことを求めるものである。 地方公共団体情報システムの標準化は、単に各自治体の既存システムを同一仕様にそろえる作業ではない。本来の目的は、住民・事業者に対する行政サービスの迅速化、自治体職員の負担軽減、ベンダーロックインの解消、災害時・制度改正時の迅速対応、国・地方間及び自治体間のデータ連携の実現にある。 ところが、標準化基準が画面、帳票、入出力、業務フロー、機能要件の水準にとどまり、データ項目の意味、識別子、語彙、コード体系、根拠法令、制度改正履歴、自治体間連携 API までを標準化しなければ、標準化法の目的は半ばしか	御指摘のあった、地方公共団体情報システムの標準化の対象について、今後の運用を検討する際の参考の御意見として承ります。	無

	達成されない。表面的には標準準拠システムになっても、データの意味が各ベンダー・各自治体でずれたまま残れば、将来の広域連携、政策分析、AI 活用、MCP 等の行政支援エージェント連携に耐えないからである。 よって、本省令案等において、少なくとも地方税・地方財政関連事務の標準化基準には、標準地域コード、法人番号、税目コード、産業分類、行政機関コード、根拠法令条項、帳票項目、処分・通知・収納・滞納整理等のイベントを機械可読に結び付ける共通語彙層を明記すべきである。 ＜第 2 標準化法及びデジタル庁令・総務省令の立法趣旨＞ 標準化法は、地方公共団体が個別に構築・改修してきた基幹業務システムについて、制度改正対応、運用費、改修費、ベンダーロックイン、自治体間連携困難、災害時対応の遅れ等の問題を解消するために制定されたものである。その趣旨は、単なるコスト削減ではなく、全国の自治体が共通の基盤上で、住民に対し安定的・効率的・迅速な行政サービスを提供できるようにする点にある。 同法第 2 条第 1 項は標準化対象事務を政令で定める枠組みを置き、政令及びデジタル庁令・総務省令により対象事務を具体化している。すなわち、法律、政令、デジタル庁令・総務省令、省令による標準化基準という多層構造は、国が対象事務を抽象的に指定するだけでなく、実際の自治体事務に即した具体的機能・データ要件を段階的に定めるための制度設計である。 本件は、標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第 6 条各号に規定する事務、すなわち総務省自治税務局が所管する地方税・地方財政関連の基幹事務に係る標準化基準である。地方税システムは、住民情報、所得情報、法人情報、固定資産情報、課税、賦課、徴収、収納、滞納、減免、通知、異議申立て等を扱い、自治体行政の根幹をなす。ここでデータの意味的標準化を怠れば、標準化法の目的全体が損なわれる。 ＜第 3 国会審議で示された問題意識＞ 地方公共団体情報システム標準化をめぐる国会審議では、デジタル化そのものを目的化してはならず、業務プロセスの再構築、自治体負担の軽減、財源確保、デジタル庁と総務省の連携が重要であることが繰り返し示されている。 例えば、令和 3 年 4 月 14 日の参議院本会議において、平井卓也国務大臣は、		
--	---	--	--

	行政のデジタル化について、それ自体を目的とするのではなく、対面原則・書面原則など制度そのものを見直し、フロント部門だけでなくバックオフィスも含め、エンド・ツー・エンドでデジタルを前提として業務プロセスを再構築する業務改革が必要である旨を答弁している。 また、令和４年４月６日の参議院決算委員会では、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき、令和７年度を目標時期として自治体情報システムの標準化に取り組んでいること、総務省とデジタル庁が連携して進めるべきことが議論されている。さらに、令和５年３月１６日の参議院地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特別委員会では、地方公共団体の基幹業務システムをガバメントクラウドを活用した標準準拠システムへ移行するに当たり、十分な財源保障、人材確保、自治体現場への配慮が必要であることが問題提起されている。 これらの審議から明らかなとおり、標準化の趣旨は、単なるシステム置換ではない。自治体職員が同じ非効率な業務を新しいクラウド上で続けるだけなら、標準化法の目的は達成されない。データの意味、根拠法令、業務イベント、帳票項目、外部連携を標準化し、制度改正時にも一貫して追跡可能な構造を作ることこそが、国会審議で示された「業務改革」と整合する。 ＜第４ 現行の標準化基準に不足しがちな観点＞ 地方公共団体情報システムの標準化では、しばしば「機能要件」「帳票要件」「画面要件」「実装区分」「適合基準日」が中心となる。しかし、それだけでは不十分である。 第一に、データ項目の意味的定義が必要である。例えば、同じ「納税義務者」「課税対象」「減免」「滞納」「収納」「賦課決定」「更正」「督促」「差押え」という語であっても、制度、税目、自治体運用、ベンダー実装により解釈がずれる可能性がある。これを機械可読な語彙として定義しなければ、真の相互運用性は実現しない。 第二に、識別子体系が必要である。自治体を識別する標準地域コード、法人を識別する法人番号、個人を識別する番号制度、税目、産業分類、学校、駅、住所、地番、行政機関、根拠法令条項等が、標準化基準上で一貫して参照できなければならない。		
--	--	--	--

	第三に、根拠法令との結合が必要である。地方税・地方財政事務は法令改正の影響を強く受ける。どの帳票項目、どの処理、どの通知、どの収納イベントが、どの法律・政令・省令・条例・告示に基づくのかを機械可読に追跡できなければ、制度改正時に再び各ベンダー・各自治体で個別解釈が発生する。 第四に、AI 時代の行政支援に耐える構造が必要である。今後、自治体職員は、生成 AI、RAG、MCP、ルールベース検証、形式検証等を用いて、条例、法令、業務マニュアル、住民照会、税務判断、通知文案作成を支援されることになる。その際、AI が参照する基盤データが人間向け PDF やベンダー固有 DB に閉じていれば、誤答・幻覚（ハルシネーション）・監査不能性が避けられない。 ＜第 5 提案：機械可読な共通語彙・識別子・LOD 基盤の導入＞ 本省令案等において、地方税・地方財政関連の標準化基準には、以下を明記すべきである。 一、標準地域コード、都道府県・市区町村コード、法人番号、税目、産業分類、行政機関、根拠法令条項等について、機械可読な識別子を用いること。 二、帳票項目、画面項目、API 項目、バッチ処理項目、通知項目、収納・滞納処理イベントを、共通語彙として定義し、各機能要件と結び付けること。 三、標準化基準の別紙又は参考資料として、RDF、JSON-LD、SKOS、OpenAPI 等の標準技術を用いたデータ項目定義・語彙定義の公開を検討すること。 四、地方税法、地方自治法、地方財政法、地方公共団体情報システム標準化法、標準化対象事務政令、デジタル庁令・総務省令、関連省令・告示、条例との対応関係を、機械可読な形で保持すること。 五、標準準拠システムがガバメントクラウド上で稼働する場合であっても、特定クラウド事業者、特定パッケージ、特定ベンダーの内部データ構造に依存せず、自治体が自らのデータを標準形式で抽出・検証・移行できることを要件化すること。 六、将来的な AI・MCP 対応を見据え、自治体職員又は行政支援 AI が、税目、自治体、根拠法令、帳票項目、処理状態、通知履歴、監査ログを安全に参照できるインターフェースを標準化基準の将来課題として明記すること。 ＜第 6 ベンダーロックイン防止と自治体の自己決定＞ 標準化は、国による一律化で自治体の自由を奪うためのものではない。むしろ、これまでベンダー固有仕様に閉じ込められてきた自治体を解放し、データと	
--	---	--

	業務の主権を自治体自身に取り戻すためのものであるべきである。 標準準拠システムへの移行により、表面的には全国で同じ仕様が導入されても、データモデルや API が特定事業者の独自仕様に依存すれば、ベンダーロックインは形を変えて温存される。特に地方税システムは制度改正が頻繁であり、ベンダーへの改修依存が高い。したがって、標準化基準には、データエクスポート、API 相互運用性、監査ログ、変更履歴、根拠法令対応表、バージョン管理を明示すべきである。 また、自治体ごとの条例、減免制度、地域事情に応じた運用を否定してはならない。標準化すべきは、共通処理、識別子、語彙、データ交換形式、監査可能性であり、地域の政策判断そのものではない。国会審議で示された地方自治への配慮とも整合するよう、標準化基準は「標準化」と「自治体裁量」の境界を明確にすべきである。 ＜第 7 セキュリティ及び監査可能性＞ 地方税・地方財政システムは、高度に機微な住民情報・所得情報・法人情報を扱う。したがって、標準化基準には、機能要件だけでなく、セキュリティ、監査証跡、アクセス制御、改ざん検知、ログ保存、委託先管理、ソフトウェア供給連鎖管理を含める必要がある。 特にガバメントクラウド移行後は、クラウド、標準準拠アプリケーション、自治体端末、ネットワーク、認証基盤、外部連携 API、委託先運用が複雑に接続される。標準化基準において、誰が、いつ、どの根拠に基づき、どのデータを参照・変更・通知・出力したのかを監査可能にすることが不可欠である。 また、標準準拠システムのソフトウェア供給連鎖、実装言語、依存ライブラリ、SBOM の有無、脆弱性管理状況も、将来的には標準化基準又は調達仕様に含めるべきである。地方税システムは重要インフラそのものであり、単なる業務アプリケーションではない。 ＜第 8 既存 LOD 資産及び wik. jp の活用可能性＞ 筆者は、wik. jp において、全国自治体、標準地域コード、学校、駅、産業分類、法令、国会会議録等を機械可読な形で整理し、RDF、SKOS、SPARQL、MCP に対応した参照基盤を構築している。これは、地方公共団体情報システム標準化に	
--	--	--

	において必要となる、自治体コード、行政区域、産業分類、法令根拠、地理的参照点を横断的に接続する実装例である。 もちろん、本意見は特定の民間サービスの採用を求めるものではない。重要なのは、政府・自治体が、同様のオープンで機械可読な語彙・識別子・参照基盤を標準化基準の一部として整備又は参照可能にすることである。wik.jp は、その実現可能性を示す一実装例であり、少なくとも、既存の LOD 資産を無視してゼロから閉鎖的な識別子体系を作るべきではない。 <第9 具体的修正提案> 一、本省令案及び関連する標準化基準に、「データ項目及び識別子の機械可読性」に関する章又は項目を追加すること。 二、地方税・地方財政関連事務において使用する自治体、税目、法人、産業分類、根拠法令、帳票項目、処理イベントについて、標準識別子及び共通語彙を定義すること。 三、標準化基準の付属資料として、JSON Schema、OpenAPI、RDF、JSON-LD、SKOS 等による機械可読なデータ仕様を公開すること。 四、標準準拠システムから、自治体が自らのデータを標準形式で抽出し、他システムへ移行又は検証できることを要件とすること。 五、帳票・画面・機能の標準化に加え、根拠法令条項との対応、制度改正履歴、処理ログ、監査証跡を標準化基準に含めること。 六、AI 及び MCP 等の行政支援技術の利用を見据え、法令、条例、標準化基準、業務データ、監査ログを安全かつ機械可読に参照できる将来アーキテクチャを検討事項として明記すること。 七、標準化によって自治体の政策裁量を不当に狭めないよう、全国共通化すべき部分と条例・地域事情に委ねる部分の境界を明確化すること。 <第10 結論> 地方公共団体情報システムの標準化は、日本の行政 DX の成否を左右する基盤政策である。とりわけ地方税・地方財政関連システムは、住民生活、自治体財政、事業者活動、福祉給付、災害対応、国・地方間連携の全てに関わる。 国会審議で示されたとおり、行政のデジタル化は、それ自体を目的とするものではなく、制度・業務・データをエンド・ツー・エンドで再構築する業務改革でなければならない。標準化法、標準化対象事務政令、デジタル庁令・総務省令、	
--	---	--

		省令による標準化基準の体系は、そのための法的基盤である。 したがって、本省令案等においては、単なる機能・帳票・画面の標準化にとどまらず、識別子、語彙、データモデル、API、根拠法令、監査証跡、セキュリティ、AI/MCP 時代の参照可能性を含む、本質的な意味での相互運用性を確保すべきである。 地方公共団体情報システムの標準化を、ベンダー間の仕様統一に終わらせてはならない。自治体が自らのデータを理解し、移行し、検証し、住民に説明できる構造を作ることこそが、標準化法の立法趣旨にかなう。よって、本省令案及び関連標準化基準に、機械可読な共通語彙・識別子・データモデル・監査可能性に関する規定を追加することを強く求める。 以上		
3	個人	地方公共団体情報システム標準化基準を定める省令の一部改正案について、以下の点を意見として提出します。 今回の省令改正案は、行政 DX の中心施策である「自治体システム標準化」に関わる極めて重要な内容であるにもかかわらず、問い合わせ先がデジタル庁ではなく総務省となっています。本来、行政 DX は「デジタル庁が司令塔となり、各省庁や地方自治体と連携しながら主導する」と政府自身が明言している施策です。にもかかわらず、標準化基準の改正が総務省ラインで単独に進められていることは、行政内部の統一性が確保されていない可能性が高く、制度運営上の重大な懸念があります。 さらに、本案には「税制改正等に伴う変更」「地方団体やベンダー等からの意見による変更」「その他所要の規定」といった項目が含まれています。しかし、自治体 DX 推進計画において、総務省や地方自治体、ベンダー等が「基準を定める資格」は本来ありません。標準化基準は、全国の自治体システムが相互接続できるようにするための“唯一の仕様書”であり、これを複数の省庁や地方団体が勝手に追加・修正すれば、システムの整合性が崩れ、最悪の場合、正式稼働そのものが不可能になります。 特に「納付予定情報を作成・出力できるように機能要件を追加」など、末端側が機能を勝手に追加する形になっている点は深刻です。全国 1700 以上の自治体に関わる基幹システムで、各省庁・自治体・ベンダーが自由に仕様を追加するような運用を続ければ、標準化は 100 年経っても終わらず、地方財政の無駄な支	御指摘のあった地方公共団体情報システム標準化に向けた体制について、本改正においては地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和 3 年法律第 40 号）第 6 条第 3 項に基づく協議を実施しており、デジタル庁との必要な連携が行われていると考えております。	無

		出が増えるだけです。これは行政 DX の理念と完全に逆行しており、国民の血税を浪費する危険性があります。 また、今回の省令改正案は「標準化基本方針 → 標準化基準」という本来の順序が逆転している点も問題です。デジタル庁が標準化基本方針を明確に示した後、その方針に基づいて標準化基準（省令）を作成するのが正しい順序です。しかし、基本方針の内容が十分に示されないまま、総務省が基準だけを先に改正しているため、現場の不都合をフィックスする機会が失われ、使えないシステムが量産される危険性があります。 以上の点から、本案は行政 DX の司令塔であるデジタル庁との整合性が不明確であり、行政内部の統一性が確保されていない可能性が高いと考えます。省令改正の主体・責任範囲・調整プロセスを明確化し、デジタル庁主導の一元的な標準化体制に統合することを強く求めます。		
4	個人	【意見書】 「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第六条各号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令の一部を改正する省令（案）等」に関する意見 デジタル庁・総務省 御中 私は減税派および「日本人ファースト」の立場から、標記案に意見を提出します。 本改正は、軽自動車税の継続検査時における納付情報の軽 JNKS への即時反映を目的に、過年度分の軽自動車税（本税及び延滞金等を含む）について滞納のない車両を対象として納付予定情報を作成・出力できる機能を追加するものです。税務システムの標準化自体は一定の意義がありますが、地方公共団体の事務負担を増加させる点が問題であり、反対します。 地方自治体の税務担当者は既に過重な業務を抱えており、新たな機能要件の追加・実装・運用は、システム改修費用や職員の作業時間を増大させ、結果として地方財政を圧迫し、住民税等の負担増（事実上の増税）につながります。減税を求める立場から、行政事務の安易な拡大は認められません。標準化を名目に現	本省令案等においては、地方公共団体情報システムに必要とされる機能等について地方公共団体情報システムの標準化のため必要な基準に関するものであり、滞納者に関する取扱については、本意見募集の対象外となります。 新たな機能要件の追加等に関する地方公共団体の事務負担について、今後の運用を検討する際の参考の御意見として承ります。	無

		場の負担を増やすだけの改正には反対します。 その上で、根本的な解決として、滞納者への車検不可の制度を明確に創設・徹底することを強く希望します。軽自動車税を滞納している車両については、車検を一切受けられない仕組みを法的に義務化し、軽 JNKS を通じて確実にブロックしてください。これにより、滞納を実効的に解消し、納税者の公平性を確保できます。現行の「納付情報の即時反映」だけでは不十分であり、滞納者に対する強いペナルティ（車検拒否）を制度化すべきです。 その他、日本人ファーストの観点から以下を追加要望します。 - システム改修・運用コストは国が全額負担し、地方への転嫁を禁止すること（減税の実現）。 - 外国人による軽自動車税滞納事例が多い場合、外国人所有者に対するより厳格な確認・強制執行を優先すること。 - 標準化基準の追加によりベンダー依存や高額なシステム費用が発生しないよう、オープンで低コストな仕様を徹底すること。 地方の事務負担増を招く本改正には反対し、滞納者への車検不可制度の創設を最優先で実現してください。		
5	個人	本省令案等の公表および意見募集にあたり、現在日本社会を深刻に蝕む経済格差の拡大というすべての元凶、および自治体のシステム標準化やデジタル化の名目の下で、現場の自治体や住民に形骸化した管理や過剰なシステム対応のコストを強いる行政姿勢に対する重大な懸念から、以下の通り強く意見を述べさせていただきます。 第一に、地方公共団体システムの標準化や改修という名目の下で、現場の実態や住民の利便性を置き去りにした硬直した基準やシステム対応を次々と追加・強制するアプローチは、まさに終わりなき「いたちごっこ」の形骸化した行政運用の極みであるという点への強い批判です。物価高騰や生活苦に喘ぎ、地域社会の基盤維持が急務である状況を尻目に、実効性の乏しいシステム更新のコストや煩雑な手続きを押し付ける構造は、格差と分断をさらに加速させるものであり容認できません。 第二に、行政や総務省が真に注力すべきは、特定ベンダーの利益誘導や形骸化したルール of 維持・肥大化ではありません。最優先されるべきは、格差の拡大によって日々疲弊している勤労者や生活者の生活防衛であり、過度な経済的負担や不条理なシステム運用に縛られない、公平で透明性の高い社会経済基盤の構築です。金儲けや管理偏重の社会構造を改め、国民生活全体の公平性と納得感を	新たな機能要件の追加等に関する地方公共団体の事務負担について、今後の運用を検討する際の参考の御意見として承ります。	

		担保する政策運営へと直ちに舵を切ることを強く求めます。		
6	個人	1. 意見提出対象 「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第六条各号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令の一部を改正する省令（案）等」 2. 意見の要旨 本改正案における機能要件や標準化基準の設定においては、形式的な統一を優先するあまり、地方自治体の現場運用、財政負担、および移行実務に深刻な支障をきたす懸念がある。したがって、以下の 3 点について見直しおよび実効性のある手当てを強く求める。 3. 理由および改善要望 (1) 現場の運用実態および独自条例への配慮（ローカルルール of 吸収と例外規定） 理由（論点）： 標準化基準が過度に硬直である場合、各自治体が長年培ってきた独自の行政運用や地域の実情に即した条例に基づく柔軟な事務処理が制限され、かえって現場の業務効率著しく低下させるリスクがある。標準化への適合を強要されることで、結果として住民サービスの質が低下しかねない。 要望： 標準化基準への一律の適合を迫るのではなく、自治体独自の運用や条例に基づく正当な事務処理を許容する「柔軟な例外規定」や、業務改編に伴う特例措置を明確に位置づけること。 (2) システム改修コストの抑制とベンダーロックインの回避 理由（論点）： 機能要件やデータ定義の細かさ・複雑さによっては、特定の基幹系システムベンダーへの依存（ロックイン）がより一層強まるおそれがある。結果として、過大なシステム改修費用や高止まりするランニングコストが発生し、地方財政を圧迫する懸念がぬぐえない。 要望： ベンダー間のデータ移行性（データポータビリティ）を完全に担保するためのオープン標準の徹底を図り、仕様変更や将来的なリプレイス時における過大なコスト負担を防ぐための具体的な歯止めを設けること。 (3) スケジュールの現実性の担保と移行期間の柔軟な設定 理由（論点）： 国が示す標準化・移行のスケジュールや適用タイミングが極めてタイトである場合、自治体およびベンダー側のキャパシティを大きく超え、十分なテストや移行検証が行えないままシステム刷新を迎えることになりかねない。これは窓口での致命的なトラブルや行政事務の停滞を誘発する最大の要因となる。 要望： 各自治体やベンダーの実際のシステム改修リードタイム、および検証に要する期間を十分に考慮し、適用タイミングの猶予や、移行期間の柔軟な延	御指摘のあった、現場の運用実態については標準オプション機能等を設定することで考慮されていると考えております。地方公共団体情報システム標準化に向けた事務負担やスケジュールについて、今後の運用を検討する際の参考の御意見として承ります。	

		長・段階的導入を認める仕組みとすること。		
7	個人	機能要件の追加において、この個人情報を守られるのでしょうか。個人情報保護法の改正案が採決されてから、国に扱われた情報はすべて抜き取られるのではないかと疑うことしかできません。	ご意見として承ります。	
8	個人	全然、理解出来ないし、納得出来ない、反対！	ご意見として承ります。	
9	個人	信用できません。もう騙されません。全て反対！	ご意見として承ります。	

【提出意見 9件】